

福岡県司法書士会債務整理事件の処理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県司法書士会会則第79条に基づき、債務整理事件における本会会員の不適切な事件処理を防止するため、事件の処理にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(基本姿勢)

第2条 債務整理事件の処理にあたっては、深刻な社会問題となっている多重債務問題の解決に資すること及び依頼者の生活再建を目指すことを常に念頭に置き、必要に応じて生活保護申請他の社会保障制度を活用するなど、依頼者の周辺の事情まで配慮するよう努めなければならない。

(定義)

第3条 この規則において「債務整理事件」とは、金融業者に対して債務を負担する者から受任する和解手続（過払金返還請求をする場合を含む。）・特定調停申立手続の代理、破産手続開始申立書類・民事再生手続開始申立書類等の裁判所提出書類の作成及びヤミ金処理並びにこれに類する事件をいう。

(面談)

第4条 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、依頼者又はその法定代理人と直接面談を行わなければならない。ただし、次に掲げる場合等合理的理由の存する場合で面談以外の方法によって依頼者本人であることの確認及びその意向が確認できるときは、この限りでない。

- (1) 従前から面識がある場合
 - (2) 依頼者が現に依頼を受け又は受けようとしている者の保証人（連帯保証人を含む。）である場合で、債権者の厳しい取り立てを速やかに中止させる必要があるとき
 - (3) 依頼者が離島などの司法過疎地に居住する場合で、債権者の厳しい取り立てを速やかに中止させる必要があるとき
- 2 前項但し書きの規定は受任時の例外であり、依頼者と一度も面談をすることなく事件を処理してはならない。
- 3 面談においては、負債の状況、資産及び収入の状況並びに生活の状況等の現状を具体的に聴き取り、依頼者の置かれた状況を十分に把握したうえで受任しなければならない。

(不利益の説明)

第5条 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、依頼者に対し、事件処理及び生活再建の見通しを説明したうえで、予測される次に掲げる事項その他の不利益を十分説明し、理解を得なければならない。

- (1) 信用情報機関に事故登録される可能性があること
- (2) 破産の場合には資格制限があること
- (3) 不動産等の所有権を失う可能性があること
- (4) 自動車等の所有権が留保されている物件の占有を失う可能性があること
- (5) 保証人が、残額の一括請求をされる可能性があること

(業務範囲及び費用)

第6条 債務整理事件の依頼を受けるにあたっては、簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成関係業務についての業務範囲を明確にしたうえで、受任内容を明らかにした契約書を作成し、その原本又は写しを交付しなければならない。

- 2 事件処理に係る費用については、報酬表を提示するなどして報酬額及び費用又はその算定方法を明示したうえで十分な説明をし、前項の契約書にその内容を記載し

なければならない。

- 3 依頼者が民事法律扶助制度における資力要件に該当する場合には、民事法律扶助制度を教示して、依頼者が希望するときは同制度を利用しなければならない。

(偏った事件処理の禁止)

第7条 債務整理事件を処理するにあたっては、合理的な理由がないにもかかわらず、ヤミ金事件を除外するなど、依頼者の債務の一部のみを処理し、または過払金返還請求事件のみを選別して受任・受託してはならない。

- 2 正当な理由なく破産手続開始申立書類・民事再生手続開始申立書類等の裁判所提出書類の作成業務の依頼を拒否してはならない。

(依頼者の意思の尊重)

第8条 依頼者の意思を確認しないまま、和解契約の締結や訴訟手続を行ってはならない。

(進捗状況の報告)

第9条 債務整理事件の処理にあたっては、依頼者に対し、定期的に、かつ必要に応じて処理状況を報告しなければならない。

- 2 過払い金の返還を受けるなど、依頼者のために金品を受領した場合は、速やかに依頼者に報告し、精算方法の説明をしなければならない。
- 3 債務整理事件の処理が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく依頼者に報告しなければならない。

(費用・報酬の精算)

第10条 債務整理事件が終了したときは、遅滞なく、費用の精算をし、依頼者から預かった書類及び依頼者のために取得又は受領した書類等を返還しなければならない。

(運用指針)

第11条 会長は、この規則の解釈及び運用につき、理事会の承認を得て、指針を定めることができる。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附則

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。